

15 シャワー室

【基本的な考え方】

体育館などのスポーツ施設のシャワー室は、高齢者、障害者等が安全に、かつ円滑に利用できるようにすることが必要です。そのためには、車いすでも利用できるようなスペースの確保や給水栓の形状などの配慮が必要です。

●構造等基準

項 目	整 備 水 準	解 説
シャワー室 「11-1」	運動施設で用途面積が2,000㎡以上のものにあつては、1（男子用及び女子用の区分がある場合にあつては、それぞれ1）以上のシャワー室の1以上の間仕切りがされた洗い場は、次に定める構造とすること。	
●床面積	イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。	150cm×150cm以上のスペースを確保します。
●手すり	ロ 壁には、手すりが設けられていること。	
●給水栓	ハ 給水栓は、レバー式その他操作が容易なものであること。	
利用円滑化経路 「14-2」	ロ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。	利用円滑化経路を構成するシャワー室の出入口の基準です。
●有効幅員	(1) 有効幅員は、80cm以上であること。	車いすが通過できる幅員です。
●戸の構造	(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。

○設計標準

項 目	整 備 水 準	解 説
○出入口の有効幅員	・ シャワー室の出入口の有効幅員は、90cm以上とします。	車いすが通過しやすい幅員です。 ベンチの高さは、40cm程度とします。
○戸の構造	・ 非常時には、外から合い鍵等で解放できるようにします。	
○床面の仕上げ	・ 濡れても滑りにくい仕上げとします。	
○腰掛台	・ ブース内に脱衣ベンチやシャワーベンチ等を設けます。	
	・ ブース内に腰掛台を適切に配置します。	
○給水栓	・ シャワーヘッドは昇降可能なものとします。	
	・ 冷温水給水栓は、サーモロック付きのものとします。	
	・ 給水栓には、冷温水の区別について点字による表示を行います。	
○ロッカー	・ 脱衣ロッカー等は、車いす使用者に適した高さとし、下部スペースを確保します。	
	・ 脱衣ロッカー等は、補装具等が収納できる大きさとし、（フック等を設けます。）	
○案内表示	・ シャワー室の出入口又はその付近に、車いす使用者が利用できる旨を表示します。	
○緊急通報装置	・ シャワー室には緊急通報設備を設置します。また、転倒時にも操作できる位置に設けます。	

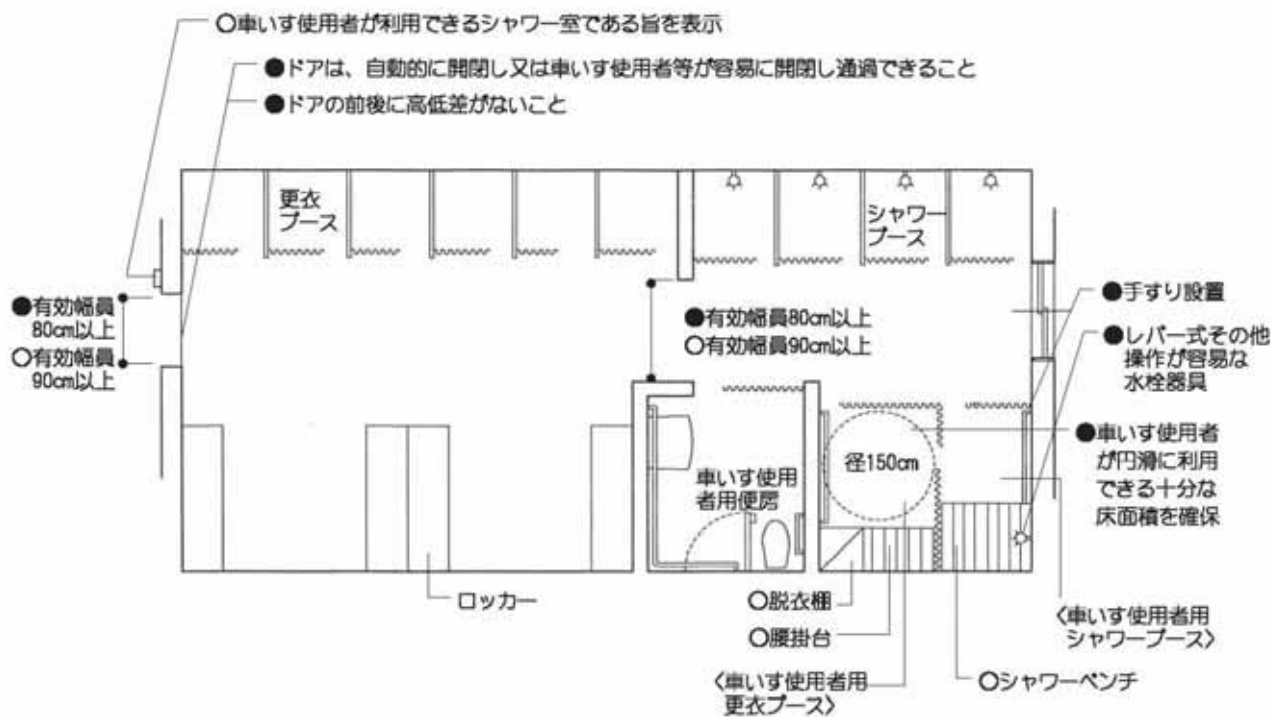
◇望ましい配慮

項 目	整 備 水 準	解 説
◇出入口	・ シャワー室の出入口の戸をガラスにする場合には、転倒時の事故防止を考慮して安全ガラスとします。 ・ シャワースペースの出入口は、引戸又はカーテンとします。	スペースの出入口は、引戸又はカーテンとします。
◇脱衣用腰掛台	・ 脱衣用腰掛台の表面は、クッション材付きで、着替えの際に体を横にすることができる大きさとしてします。	
◇手すり	・ シャワースペースには、上部にぶら下がり用の吊り輪や壁面に縦手すりを設けます。	
◇更衣ブース	・ 車いす使用者の更衣ブースを設けます。	
◇鏡	・ 鏡は、くもり防止機能のあるものにします。	
◇給水栓	・ 冷温水給水栓は、シングルレバー式とします。	

シャワー室

シャワー室の設置例

シャワー室内に車いす使用者用便房を設ける場合



シャワー室の設置例

